

入札参加者用

宮城県建設工事総合評価落札方式  
(高度型) の手引き

令和5年4月1日

宮 城 県

# 目 次

1	高度型の適用	1
1-1	高度型の定義	1
1-2	高度型の適用の考え方	4
2	実施手順	6
3	評価方法の設定	7
3-1	発注者が明示すべき事項	7
3-2	評価項目	11
3-3	評価基準	12
3-4	自由提案の受け付け	25
3-5	価格以外の評価点	25
3-6	価格評価点	25
3-7	総合評価点	25
4	技術提案の改善（技術対話）	26
4-1	技術提案の審査	26
4-2	技術対話の実施	26
4-3	改善された技術提案の審査	27
5	予定価格の作成	28
5-1	予定価格の算定方法選定の考え方	28
5-2	予定価格の作成	30
5-3	予定価格の作成に係る学識経験者の意見徴収	32
6	入札及び契約	33
6-1	入札	33
6-2	総価契約単価合意方式の適用	33
7	改善過程の公表	34
8	技術提案の履行の確保	36
9	技術提案の作成費用	42
	参考：関係法令等	43

# 1 高度型の適用

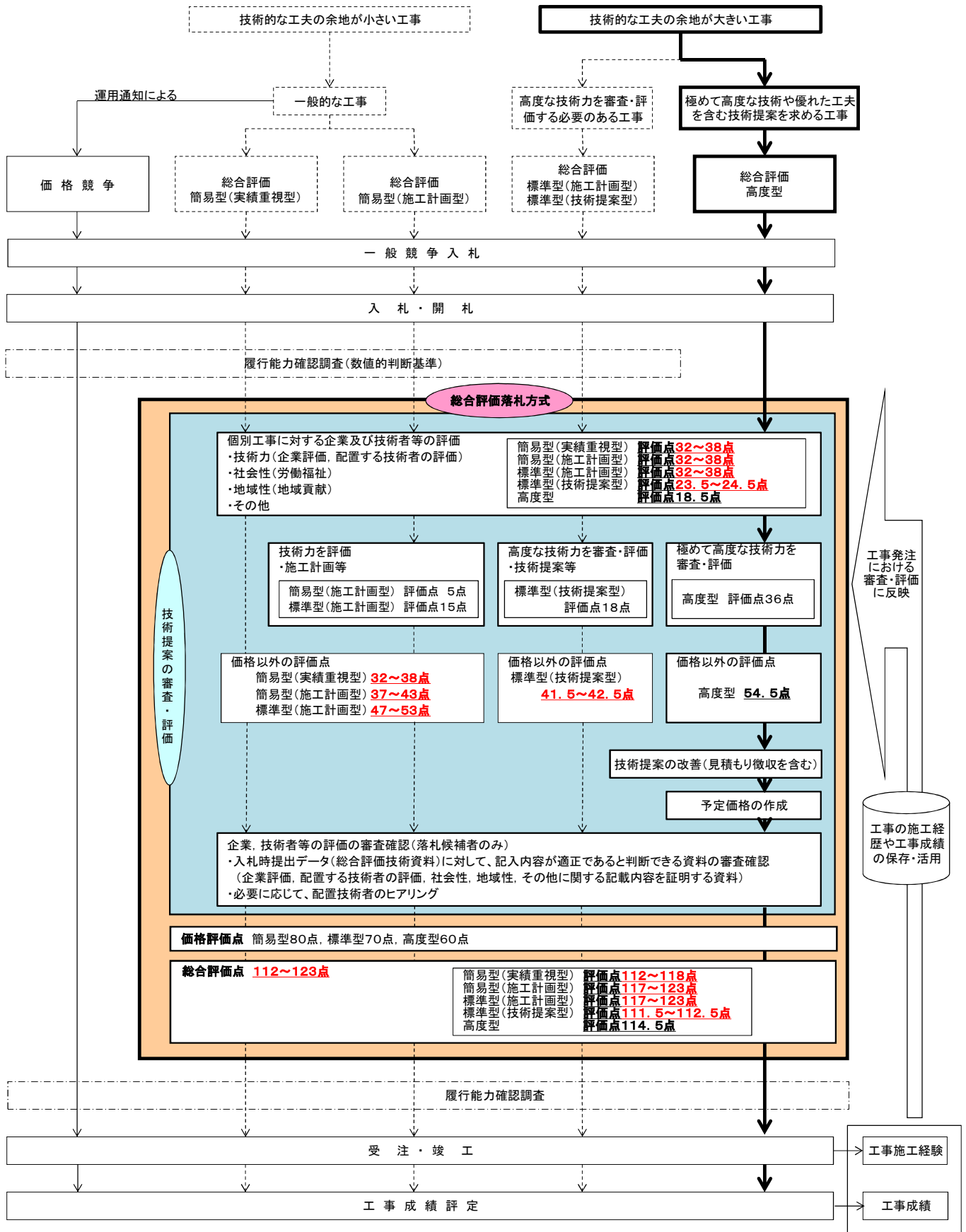
## 1-1 高度型の定義

県民にとって最も有利な調達を行うため、発注者はより価値の高い契約を行うことが求められる。また、工事の品質に関しては受注者の技術的能力に負うところが大きく、我が国の建設業界の技術力は高い水準にある。このため、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することにより、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながることを期待される。

高度型は、特にこのように民間企業の優れた技術を活用することにより工事の価値の向上を目指すものであり、工事規模の大小にかかわらず技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

本方式は、より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続や、技術提案をもとに予定価格を作成する手続を伴うことが特徴的である。

図1-1 入札契約方式における技術力評価のしくみ



別紙 1 高度型総合評価方式における評価項目と評価点

評価の視点	評価項目	項目	評価基準	配点	倍率	評点 (配点×倍率)	評価点	評価点 持ち点		
企業評価	同種工事の実績（過去15年間）	○	実績なし	0	1.0	0.0	0.000	6.50		
			実績あり	1		1.0	0.250			
			工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり	2		2.0	0.500			
	工事成績評定（過去5年間の平均）	○	75点未満または実績なし	0	1.0	0.0	0.000			
			75点以上78点未満	1		1.0	0.250			
			78点以上80点未満	2		2.0	0.500			
			80点以上82点未満	3		3.0	0.750			
			82点以上	4		4.0	1.000			
	優良建設工事施工業者表彰等（過去5年間）	○	表彰実績なし	0	4.0	0.0	0.000			
			表彰実績あり（1回）	1		4.0	1.000			
			表彰実績あり（2回以上）	2		8.0	2.000			
	ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	○	認定未取得	0	1.0	0.0	0.000			
			ISO9001, ISO14001またはみちのく環境管理規格の何れかひとつを取得	1		1.0	0.250			
			ISO9001及びISO14001の取得またはISO9001及びみちのく環境管理規格の取得	2		2.0	0.500			
	建設キャリアアップシステムの事業者登録状況	○	未導入	0	2.0	0.0	0.000			
			建設キャリアアップシステムの事業者登録済み	1		2.0	0.500			
	地理的条件	○	工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし	0	4.0	0.0	0.000			
			工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年以上所在	2		8.0	2.000			
	評点満点の合計						26.0		6.500	
	技術力	同種工事の実績（過去15年間）	○	実績なし	0	2.0	0.0		0.000	9.00
				実績あり	1		2.0		0.500	
工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり				2	4.0		1.000			
工事成績評定（過去5年間の最高評点）		○	80点未満または実績なし	0	2.0	0.0	0.000			
			80点以上82点未満	1		2.0	0.500			
			82点以上84点未満	2		4.0	1.000			
			84点以上86点未満	4		8.0	2.000			
			86点以上	6		12.0	3.000			
宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の（監理）主任技術者としての実績（過去5年間）		○	表彰実績なし	0	4.0	0.0	0.000			
			表彰実績あり（1回）	2		8.0	2.000			
			表彰実績あり（2回以上）	3		12.0	3.000			
継続教育（CPD）の取組状況		○	証明なし	0	1.0	0.0	0.000			
			証明あり（奨励単位の1/2未満）	1		1.0	0.250			
			証明あり（奨励単位の1/2以上奨励単位未満）	2		2.0	0.500			
ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無		○	証明なし	0	1.0	0.0	0.000			
	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書のどちらかを有している		2	2.0		0.500				
評点満点の合計						36.0	9.000			
働き方改革	生産性向上 ICT施工・3次元化等の活用提案	○	活用なし	0	1.0	0.0	0.000	2.00		
			ICT施工・3次元化等の一部活用（工事計画書の施工プロセスで1～2つ活用する場合）	0.5		0.5	0.500			
			ICT施工・3次元化等の一部活用（工事計画書の施工プロセスで3～4つ活用する場合）	1		1.0	1.000			
			ICT施工・3次元化等の全面的な活用（工事計画書の施工プロセスで全て活用する場合）	2		2.0	2.000			
	処遇改善 建設キャリアアップシステムの活用提案	○	活用なし	0	1.0	0.0	0.000	1.00		
当該工事におけるシステム活用（実働日数30日以上）のICカード読み取り	1	1.0	1.000							
中 計								18.50		
技術提案等	技術提案	○	定性的及び定量的な評価項目	設定した評価項目の満点に対する獲得点の割合に評価点持ち点を掛けた値とする。 (小数点第3位を四捨五入し第2位止め) なお、工事に関連して生ずる維持管理費、補償費等を評価対象とする場合は、評価点持ち点を補正（加点or減点）することが出来る。	0	～	18.000	36.00		
			技術提案に係る具体的な施工計画		0	～	18.000			
評点満点の合計							36.000			
合 計								54.50		

## 1-2 高度型の適用の考え方

高度型を適用する工事は、大きく3つに分類できる。表1-1に適用の考え方、図1-2に適用を判断するためのフローを示す。

I型及びII型については、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な場合であり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物自体について提案を求めることにより工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法について提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の一般的な技術提案のみを求めることも可能である。その場合には高度型ではなく標準型を適用することが基本となる。III型は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

従来、社会的便益の増加額等から算定した総合評価管理費を考慮し、予定価格の作成を行う場合（総合評価管理費計上型）が国から例示されていたが、今後このような場合には、高度型のIII型を適用し、技術提案をもとに予定価格を作成することを基本とする。

なお、工事規模の大小により高度型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

表1-1 高度型の適用の考え方

	分類	標準案の有無	求める技術提案の範囲	発注形態の目安
I型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・ 工事目的物 ・ 施工方法	設計・施工一括
II型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	・ 工事目的物 ・ 施工方法	設計・施工一括
III型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	・ 施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める)	設計・施工分離

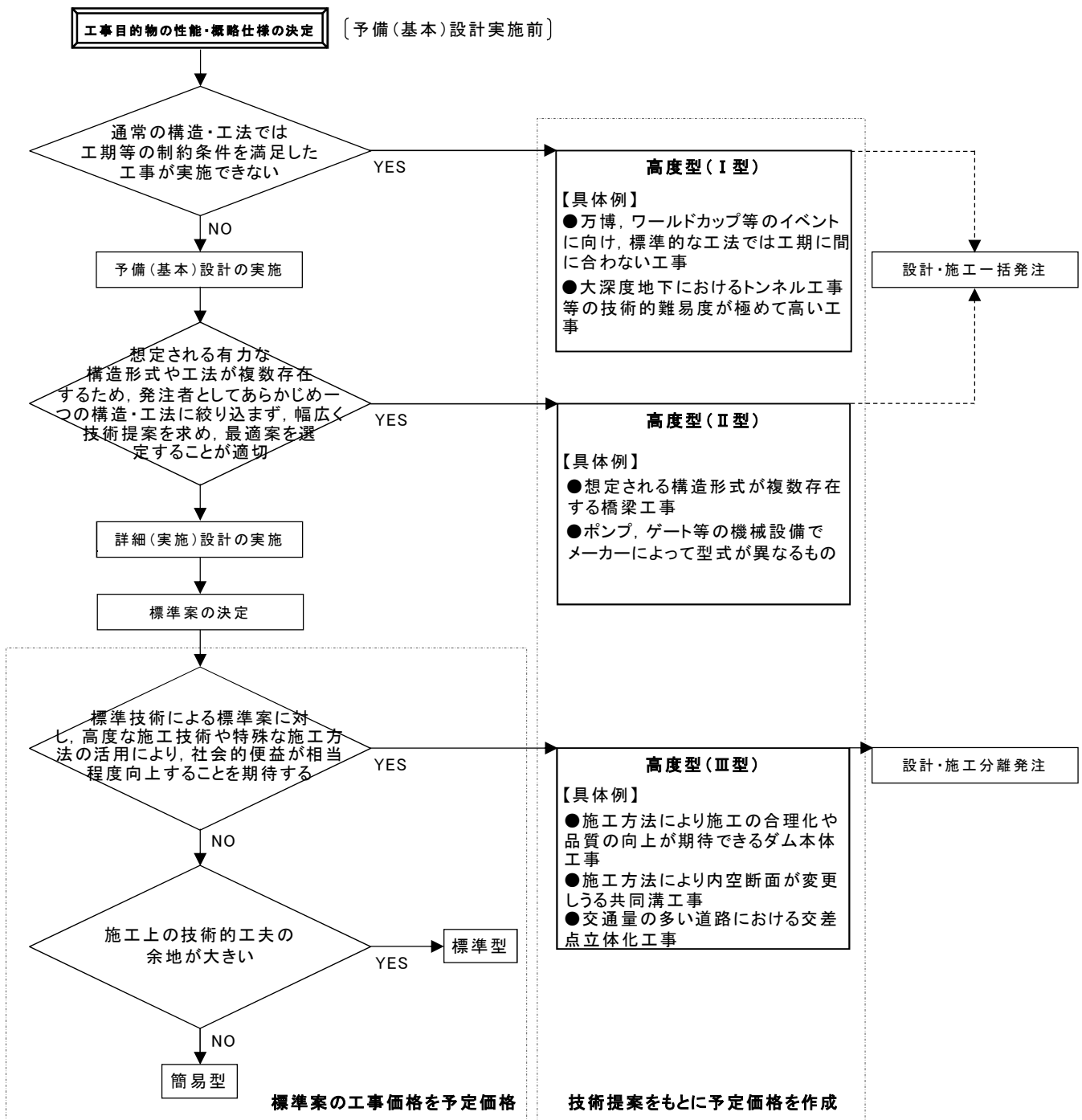


図 1 - 2 高度型の適用フロー

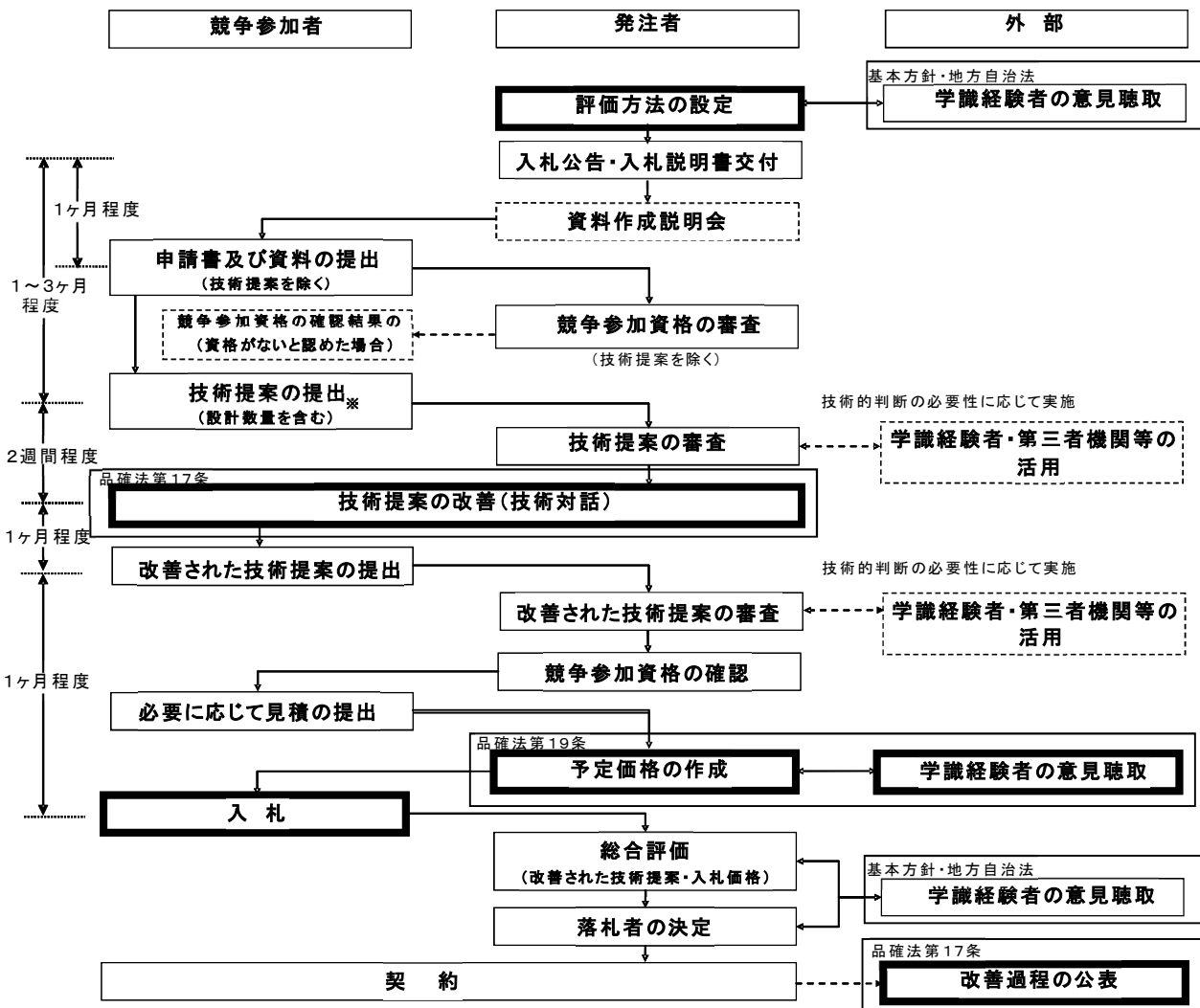
## 2 実施手順

高度型の実施手順を図2-1に示す。

競争参加者が技術提案を作成するための期間及び技術提案を改善するための期間については、工事内容や技術提案の範囲等を踏まえ十分に確保する。また、発注者が技術提案を審査する期間については短縮に努める。

なお、入札公告から技術提案の提出までの期間が1ヶ月程度を超える場合は、入札公告から1ヶ月程度の時点で申請書及び技術提案を除く資料の提出を求め、技術提案を除く競争参加資格の審査を行い、資格がないと認めた場合には直ちにその旨を競争参加者に通知することとする。

高度型において特に留意すべき手続（以下のフローにおいて**太枠囲み**）について、次章以降で解説する。



※ I型及びII型の場合は2～3ヶ月程度、III型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。

なお、III型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

図2-1 高度型の入札・契約手続フロー



### 3 評価方法の設定

競争参加者が有効な技術提案を行うことができるよう、発注者の要求事項を明確にした上で、評価項目や評価基準等を適切に設定するものとする。

#### 3-1 発注者が明示すべき事項

##### 3-1-1 発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書に明示する。

特にⅠ型及びⅡ型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を以下に示す。

表 3-1 発注者の要求事項の例

要求事項		Ⅰ型	Ⅱ型
工事内容		<b>【交差点立体化工事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路アンダーパス</li> <li>切り回し道路</li> <li>本線拡幅</li> <li>連結側道</li> <li>道路附属施設</li> </ul>	<b>【橋梁工事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>下部工</li> <li>上部工</li> <li>仮設工</li> </ul>
要求要件	最低限の要求要件	[目的物に関する事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>位置，用地幅</li> <li>道路規格，設計速度</li> <li>幅員</li> <li>道路構造令等基準類の準拠</li> </ul> [施工に関する事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大〇〇日以内</li> <li>施工計画が適正であること</li> </ul>	[目的物に関する事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>架設地点</li> <li>道路規格，設計速度</li> <li>幅員</li> <li>道路橋示方書等基準類の準拠</li> <li>〇〇年間の維持管理費が最大〇〇円以内</li> </ul> [施工に関する事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画が適正であること</li> </ul>
	目標状態 (最高得点を与える状態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が△△日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇年間の維持管理費の目標値が▽▽円</li> </ul>
技術提案を求める範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>目的物の構造形式</li> <li>構造の成立性の検証方法</li> <li>温度応力や配合等，コンクリートのひびわれ抑制対策</li> <li>施工中の騒音，振動，粉塵の抑制対策</li> <li>現道の交通について，安全性を確保するための対策</li> <li>上記項目の施工計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的物の構造形式</li> <li>デザイン</li> <li>構造の成立性の検証方法</li> <li>維持管理を容易とするための提案</li> <li>施工中の溶接部等の品質検査方法</li> <li>上記項目の施工計画</li> </ul>
施工条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制時間</li> <li>規制時幅員，確保車線</li> <li>施工時間帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入道路</li> <li>施工時間帯</li> </ul>

### 3-1-2 設計数量等の提出要請

#### (1) 設計数量の提出

発注者は技術提案を提出する競争参加者に対し、当該技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、Ⅰ型及びⅡ型は直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、Ⅲ型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を以下に示す。

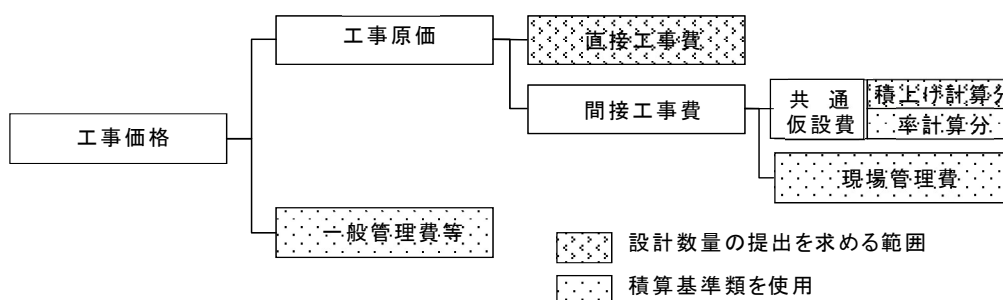


図3-1 設計数量の提出を求める範囲

表3-2 設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

工種等	種別等	Ⅰ・Ⅱ型 【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】	Ⅲ型 【橋梁上部工工事において現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】
下部工	土工	○	—
	橋台工	○	—
	橋脚工	○	—
	基礎工	○	—
上部工	橋体工（製作・運搬含む）	○	△
	架設工	○	△
	支承工	○	△
	床版工	○	△
	伸縮装置	○	△
仮設工（仮設道路等）		○	△
共通仮設費	積上げ計算分	○	△
	率計算分	—	—

○：設計数量の提出を求める。

△：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要な設計数量を提出する。

—：設計数量の提出を求めない。

## (2) 見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等を見積が必要な場合には、技術対話において見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て競争参加資格があると確認された後、要請された見積を提出する。

数量総括表								
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要	
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストテンション主桁製作	主桁製作		本	7		
			主桁製作設備		式	1	第〇号内訳書	
			コンクリート橋架設工		式	1		
			主桁架設	架設桁架設	式	1	第〇号内訳書	
	共通仮設							
		共通仮設費(積上げ分)				式	1	
	安全費				式	1	第〇号内訳書	
	共通仮設費(率分)							

第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
名称	規格	単位	数量	摘要
主桁架設		日	〇.〇〇	
架設機械据付・解体		式	1	
軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
機械器具費		式	1	
		個	〇.〇〇	

図3-2 I型及びII型における数量総括表と内訳書のイメージ

数量総括表								
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要	
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストテンション主桁製作	主桁製作					
			主桁製作設備					
			コンクリート橋架設工		式	1		
			主桁架設	架設桁架設	式	1	第〇号内訳書	
	共通仮設							
		共通仮設費(積上げ分)				式	1	
	安全費				式	1	第〇号内訳書	
	共通仮設費(率分)							

第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
名称	規格	単位	数量	摘要
主桁架設		日	〇.〇〇	
架設機械据付・解体		式	1	
軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
機械器具費		式	1	
		個	〇.〇〇	

図3-3 III型における数量総括表と内訳書のイメージ

### 3-1-3 留意事項

#### (1) 各種資料の提示

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果，標準案を示す場合は設計業務報告書，図面等）を入札説明書に明示し，要請があれば競争参加者に提示する。

また，当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやNETIS等に公開されている技術がある場合には，あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

#### (2) 技術提案書の分量

発注者は，技術提案を求める範囲を踏まえ，技術提案書の分量の目安を示すことにより，競争参加者に過度の負担をかけないように努める。また，競争参加者は提案内容を簡潔にとりまとめるよう努める。

1) 入札説明書に明示する。

#### (3) 検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

1) I・II型 2～3ヶ月程度

2) III型 1～2ヶ月程度

#### (4) リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件，地質条件等）を抽出し，契約時と状況が異なった場合に，発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書及び入札説明書に明示する。

#### (5) 設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては，詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり，必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図ることも可能である。

### 3-2 評価項目

別紙1に示す項目を基本として、工事内容に応じた評価項目の設定を行う。

#### 【評価の視点】

- ① 企業評価，配置する技術者の評価及び働き方改革（配点18.5点）
- ② 技術提案（定性的及び定量的な評価項目）（配点18点）
- ③ 技術提案に係る具体的な施工計画（配点18点）

※必要に応じ，技術提案資料についてのヒアリングを行う。

①において，企業評価，配置する技術者の評価及び生産性向上に係る評価を行うものとする。

②については，定量的な評価項目のみでは技術提案の多面的評価が困難となる恐れがあるため，定性的な評価項目を併せて設定することを基本とする。表3-3に技術提案に関する評価項目の例を示す。

③により，技術提案の根拠，安全性，確実性，品質向上への取り組み等々を評価するものとする。

なお，②と③の得点配分は，同程度とする。

表3-3 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目		適用	
	定性評価	定量評価	I・II型	III型
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費), 補償費※	○	○
工事目的物の性能・機能の向上	構造の成立性		○	
	品質管理方法		○	○
	景観		○	
		機械設備等の処理能力	○	
社会的要請への対応		施工期間(日数)	○	○
	貴重種等の保護・保全対策		○	○
	汚染土壌の処理対策		○	○
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策		○	○
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値, 振動, 粉塵濃度, CO <sup>2</sup> 排出量	○	○
	現道の交通対策	交通規制期間	○	○
	濁水処理対策	濁水発生期間, pH値, SS値	○	○

※工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合，当該費について評価項目としての得点を与えず，評価点の算出で入札価格に当該費用を加算することができる。

### 3-3 価格以外の評価項目における評価基準

※以下の価格以外の評価項目の条件において「入札公告日まで」とは入札公告日の当日を含むこととする。

#### 1. 技術力

##### 1) 企業評価

###### ①企業の同種工事の実績（過去15年間）

配点	評価	評価基準
0	—	実績なし
1	標準	実績あり
2	優良	工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり

- 同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とし、元請として施工した実績を対象とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、日本下水道事業団、市町村及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前15ヶ年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の同種工事の実績を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの同種工事の実績を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型JV）の構成員としての同種工事を分担工事として実施した場合は、出資比率に関係なく認める。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績を認める。

###### ②企業の工事成績評定（過去暦年5年間の平均）

配点	評価	評価基準
0	—	75点未満または実績なし
1	標準	75点以上 78点未満
2	良	78点以上 80点未満
3	良	80点以上 82点未満
4	優良	82点以上

- 宮城県建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿記載点数とする。（同名簿記載点数が過去暦年5年間の平均となっている。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の工事成績評定を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの工事成績評定を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

###### ③企業の優良建設工事施工業者表彰等（過去5年間）

配点	評価	評価基準
0	—	表彰実績なし
1	標準	表彰実績あり（1回）
2	優良	表彰実績あり（2回以上）

- 対象となる表彰制度  
宮城県優良建設工事施工業者表彰  
東北地方整備局優良工事表彰（局長・所長）  
東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰  
宮城県道路公社優良建設工事施工業者表彰
- ただし、上記の一つの表彰制度において同年度に重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく、1回の実績と見なす。
- 当該工事の開札日の属する年度及びその直前5ヶ年度の上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 上記表彰制度のうち、当該年度の宮城県優良建設工事施工業者表彰実績については、表彰決定通知によるものとし、7月1日以降の入札公告において実績とする。
- 発注者が指示する工種（土木・建築・設備）と同じ工種の受賞実績を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの表彰を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

#### ④IS09001・14001・みちのく環境管理規格（みちのくEMS）の認証取得状況

配点	評価	評価基準
0	－	認証未取得
1	標準	IS09001, IS014001, みちのく環境管理規格のいずれかひとつを認証取得済み
2	優良	IS09001の認証取得かつIS014001またはみちのく環境管理規格の認証取得済み

- 当該工事入札公告日に有効な宮城県建設工事入札参加登録資格審査の承認結果を対象とする。ただし、入札参加登録時以降に認証取得した場合、入札公告日における認証取得状況で評価することができる。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の認証取得状況を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの認証取得状況を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

#### ⑤建設キャリアアップシステムの事業者登録状況

配点	評価	評価基準
0	－	未導入
1	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

- （一財）建設業振興基金ホームページの登録事業者検索（[https://www.mobile.ccus.jp/#/open\\_jigyousya\\_search](https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search)）に事業者登録が反映されていることを確認のうえ、申告すること。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員全ての事業者登録を対象とする。

#### ⑥地理的条件

配点	評価	評価基準
0	－	工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし
2	優良	工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年以上所在

- 当該工事入札公告日において、当該工事箇所を所管する土木事務所管内に、建設工事入札参加登録に届け出のある本社・本店が10年以上所在している企業を対象とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内に本社・本店が所在していれば認める。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の本社・本店の所在を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの本社・本店の所在を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

## 2) 配置する技術者の評価（監理技術者又は主任技術者）

### ①配置する技術者の同種工事の実績（過去15年間）

配点	評価	評価基準
0	—	実績なし
1	標準	実績あり
2	優良	工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり

- 同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とし、元請として施工した実績を対象とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、日本下水道事業団、市町村及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前15ヶ年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型JV）の構成員としての同種工事を分担工事として実施した場合は、出資比率に関係なく認める。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。ただし、管内での実績に工場製作のみを担当した技術者等は対象としない。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の50%を超える期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。
- 若手技術者（入札公告日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者（以下、専任補助者という）を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な入札者は対象外とする。

### ②配置する技術者の工事成績評定（過去5年間の最高評点）

配点	評価	評価基準
0	—	80点未満または実績なし
1	標準	80点以上 82点未満
2	良	82点以上 84点未満
4	良	84点以上 86点未満
6	優良	86点以上

- 宮城県、東北地方整備局、東北農政局、宮城県道路公社が発注した工事の工事成績評定を対象とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに工事成績審査結果通知書を受けた工事成績評定の最高評定点を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の90%以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 若手技術者（入札公告日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な入札者は対象外とする。



③宮城県建設工事事故防止優良者表彰等，または同表彰工事の（監理）主任技術者としての実績（過去5年間）

配点	評価	評価基準
0	—	表彰実績なし
2	標準	表彰実績あり（1回）
3	優良	表彰実績あり（2回以上）

- 対象となる表彰制度  
宮城県建設工事事故防止優良者表彰  
東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY）優良企業（現場代理人）表彰
- ただし，上記の表彰制度で同一工事で重複受賞した場合は，複数回の実績としてではなく1回の実績と見なす。
- 当該工事の開札日の属する年度及びその直前5ヶ年度の上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり，表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 上記表彰制度のうち当該年度の宮城県建設工事事故防止優良者表彰実績については，表彰決定通知によるものとし，7月1日以降の入札公告において実績とする。（表彰決定通知にその旨記載している）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には，共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし，復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は，構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお，「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は，構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で，施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は，工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は，技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は，構成員毎に技術力の低い方を特定し，かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は，代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む），主任技術者，現場代理人又は専任補助者として，実績の対象とする工事の全体従事期間の90%以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは，工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお，工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 若手技術者（入札公告日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し，かつ，専任補助者を配置する場合は，上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお，建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な入札者は対象外とする。

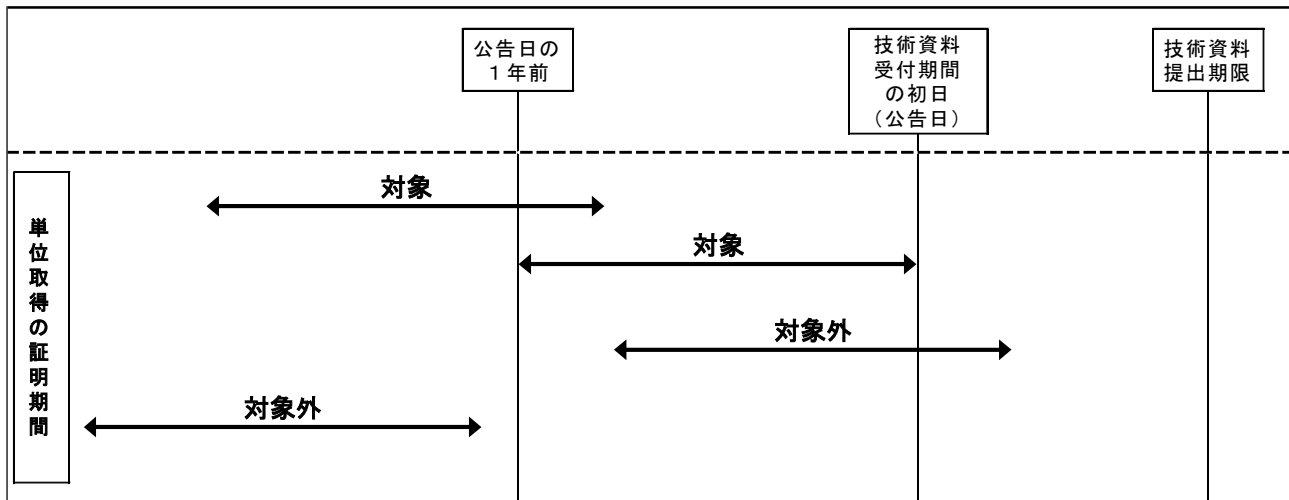
#### ④配置する技術者の継続教育（CPD）の取組状況

配点	評価	評価基準
0	—	継続教育の証明なし
1	標準	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2未満取得）
2	良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上推奨単位未満取得）
4	優良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）

- 各団体が実施している継続教育において、奨励単位に対する単位の取得状況を対象とする。
- 企業独自の制度又は推奨単位を定めていない制度は評価対象としない。
- 評価の対象とする推奨単位とは制度を定めている各団体が示す値とする。
- なお、各団体が推奨単位の区分を複数定めている場合は、上位区分（例、優良ユニットと標準ユニットの区分がある場合は、優良ユニットを採用）を推奨単位とする。
- CPDの単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内とする。（別図、参照）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 若手技術者（入札公告日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な入札者は対象外とする。

別 図

#### CPD証明書 単位取得の証明期間の関係



注）矢印は単位取得期間を示している

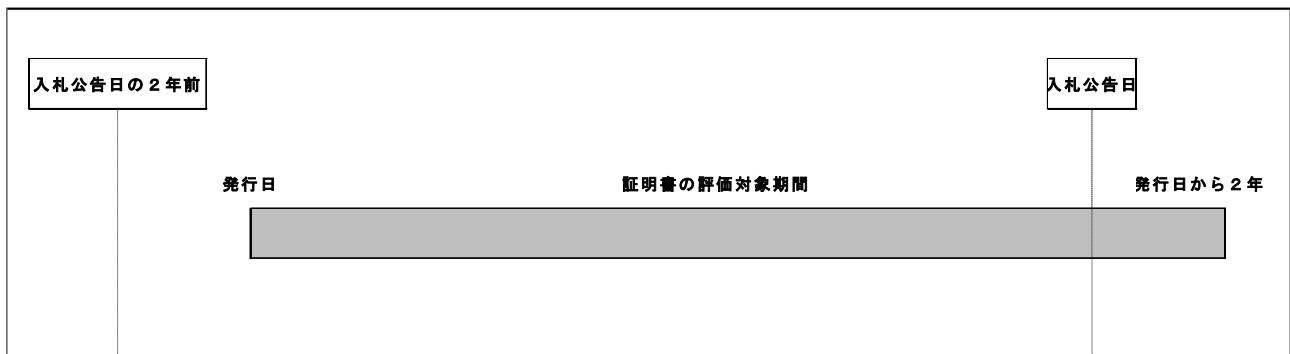
### ⑤ ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無

配点	評価	評価基準
0	—	証明書なし
2	良	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書のどちらかを有している
4	優良	ICT活用証明書及び週休2日実施証明書のどちらも有している

- 入札公告日から過去2年以内に発行されたICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。(別図、参照)
- 宮城県が発行したICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。
- ICT活用証明書は、証明書に記載の施工プロセスのチェック項目数に関係なく評価するものとする。
- ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の各証明書は、同種類の証明書を複数枚所有していても一枚の証明書を評価対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 若手技術者(入札公告日時点で満35歳未満)又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な入札者は対象外とする。

別 図

ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の評価対象期間について



## 2. 働き方改革

### 1) 生産性向上

「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目の適用の有無については、特記仕様書（施工条件明示書）に明記している。

#### ① ICT 施工・3次元化等の活用提案

配点	評価	評価基準
0	—	活用なし
0.5	標準	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで1~2つ活用する場合)
1	良	ICT施工・3次元化等の一部活用 (工事計画書の施工プロセスで3~4つ活用する場合)
2	優良	ICT施工・3次元化等の全面的な活用 (工事計画書の施工プロセスで全て活用する場合)

- 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目の適用の有無については、特記仕様書（施工条件明示書）により確認する。なお、適用対象外の工事の場合は、総合評価支援システムの入力にはできない設定となっている。
- 各施工プロセス（①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品）での技術活用数に応じ評価する。
- ⑤3次元データの納品を活用する場合は、④3次元出来形管理等の施工管理の活用を必須とする。ただし、④3次元出来形管理等の施工管理を活用できない工種、もしくは、活用困難な工種については、②3次元設計データの作成をあわせて活用することとし、⑤3次元データの納品のみの申告は行わないこと。
- ICT施工・3次元化等の活用提案をする場合は「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」【別記様式-1】を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出する。
- 「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」の(D)技術番号・技術名に記載している技術は、活用提案の有無に関わらず、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用対象外の工事の場合も同様の取扱いとする。）
- 提案した具体的な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定する。
- 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、提案した技術は設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記を参考とする。ただし、費用を計上できない工事については、特記仕様書（施工条件明示書）に明記している。

#### 【宮城県土木部土木工事標準積算基準を適用した工事の場合】

- ①3次元起工測量：見積書の提出を求め共通仮設費の技術管理費に計上
- ②3次元設計データの作成：見積書の提出を求め共通仮設費の技術管理費に計上
- ③ICT建設機械による施工：宮城県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算を実施これによらない場合は、国土交通省ICT活用工事積算要領を準用
- ④3次元出来形管理等の施工管理：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる（※）ことから別途計上はしない。
- ⑤3次元データの納品：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる（※）ことから別途計上はしない。  
※④の活用のうち、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を活用する場合及び⑤を活用する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることにより計上  
(補正係数：共通仮設費率は1.2、現場管理費率は1.1)

#### 【宮城県農業農村整備事業等標準積算基準を適用した工事の場合】

- ①3次元起工測量：3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて見積書（諸経費込）の提出を求め、両者の差額分を工事価格に一括計上
- ②3次元設計データの作成：見積書（諸経費込）の提出を求め工事価格に一括計上
- ③ICT建設機械による施工：農林水産省「情報化施工技術活用ガイドライン」に準じて計上
- ④3次元出来形管理等の施工管理：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる（※）ことから別途計上はしない。
- ⑤3次元データの納品：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる（※）ことから別途計上はしない。  
※④の活用のうち、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を活用する場合及び⑤を活用する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることによる計上と見積書（諸経費込）の提出を求め工事価格に一括計上のどちらか安価な方を計上する。  
(補正係数：共通仮設費率は1.2、現場管理費率は1.1)

- 履行確認は工事完了時に評価することとし、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」で提案した技術を実施しなかった場合は、履行が担保できなかったものとして評価し、工事成績審査にて減点措置とする。また、履行された場合でも、工事成績審査で加点は行わない。
- 実施に当たっての技術基準等については、以下のホームページを参照すること。  
国土交通省ホームページ：「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類  
○ ([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000031.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html))  
農林水産省ホームページ：情報化施工技術の活用ガイドライン  
○ (<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>)

【宮城県土木部土木工事標準積算基準等を適用した工事の場合】

別記様式-1

ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

(工事名: OOOO工事) 会社名: OOOO建設(株)

当該工事において活用する技術については、以下のとおりです。

(A) 施工プロセスの段階	(B) 作業内容	(C) 採用する技術番号	(D) 技術番号・技術名
<input type="checkbox"/> ① 3次元起工測量	/	/	1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 音響測深機器を用いた起工測量 9 その他の3次元計測技術を用いた起工測量  ※複数以上の技術を組み合わせも可
<input type="checkbox"/> ② 3次元設計データの作成	/	/	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成が望ましいが、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データも可能とする。
<input type="checkbox"/> ③ ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「☑」を付ける	<input type="checkbox"/> 掘削工 <input type="checkbox"/> 盛土工 <input type="checkbox"/> 路体盛土工 <input type="checkbox"/> 路床盛土工 <input type="checkbox"/> 法面整形工 <input type="checkbox"/> 作業土工(床堀) <input type="checkbox"/> 路盤工 <input type="checkbox"/> 舗装工(切削オーバーレイ工) <input type="checkbox"/> 浚渫工 <input type="checkbox"/> 路床安定処理工 <input type="checkbox"/> 表層安定処理工 <input type="checkbox"/> 固結工(中層混合処理) <input type="checkbox"/> 固結工(スラリー攪拌工)	/	1 3次元MCまたは3次元MG建設機械 2 3次元MG機能を持つ地盤改良機 3 3次元位置を用いた施工管理システム(舗装工事(修繕工)) 4 施工箇所をリアルタイムで可視化する技術(港湾浚渫工事) ※MC:「マシンコントロール」の略称, MG:「マシンガイダンス」の略称 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
<input type="checkbox"/> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「☑」を付ける	<input type="checkbox"/> 出来形	/	1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理 9 音響測深機器を用いた出来形管理 10 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
<input type="checkbox"/> ⑤ 3次元データの納品	<input type="checkbox"/> 品質	/	1 TS・GNSSを用いた締め回数管理

【留意事項】

注1) (A)施工プロセスの段階及び(B)作業内容で活用する項目に☑を付ける。

注2) (C)採用する技術番号に(D)の技術番号を記入する。(複数以上の技術の組み合わせも可)

注3) 各施工プロセス①～⑤の活用数に応じ評価する。(⑤を活用する場合は、④の活用を必須とする。ただし、④を活用できない工種、もしくは、活用困難な工種については、②をあわせて活用することとし、⑤のみの申告は行わないこと。)

注4) 本表(D)技術番号/技術名に記載している技術は、施工計画等・技術提案(いわゆる作文)の評価対象外とする。

注5) 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、提案した技術は、設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記のとおりとする。

ただし、費用を計上できない工事については、その旨を特記仕様書(施工条件明示書)に明記している。

①3次元起工測量: 見積書の提出を求め共通仮設費の技術管理費において計上

②3次元設計データの作成: 見積書の提出を求め共通仮設費の技術管理費において計上

③ICT建設機械による施工: 宮城県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算を実施  
これによらない場合は、国土交通省ICT活用工事積算要領を準用

④3次元出来形管理等の施工管理: 共通仮設費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない

⑤3次元データの納品: 共通仮設費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない

※④の活用のうち、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を活用する場合及び⑤を活用する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることにより計上  
(補正係数: 共通仮設費率は1.2、現場管理費率は1.1)

注6) 落札候補者となった時点で発注者へ提出する。

【宮城県農業農村整備事業等標準積算基準を適用した工事の場合】

別記様式 - 1

ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

(工事名：○○○○工事)

会社名：○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術については、以下のとおりです。

(A) 施工プロセスの段階	(B) 作業内容	(C) 採用する技術番号	(D) 技術番号・技術名
<input type="checkbox"/> ① 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量  ※複数以上の技術を組み合わせ可
<input type="checkbox"/> ② 3次元設計データの作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成が望ましいが、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データも可能とする。
<input type="checkbox"/> ③ ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付ける	<input type="checkbox"/> 掘削工 <input type="checkbox"/> 路体盛土工 <input type="checkbox"/> 路床盛土工 <input type="checkbox"/> 法面整形工 <input checked="" type="checkbox"/> 作業土工(床堀) <input type="checkbox"/> 表土扱い <input type="checkbox"/> 基盤造成 <input type="checkbox"/> 表土整地 <input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ 2 3次元MCまたは3次元MGバックホウ 3 3次元MCモータグレーダ ※MC:「マシンコントロール」の略称、 MG:「マシンガイダンス」の略称 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
<input type="checkbox"/> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付ける	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理 9 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
<input type="checkbox"/> ⑤ 3次元データの納品			

【留意事項】

注1) (A)施工プロセスの段階及び(B)作業内容で活用する項目にを付ける。

注2) (C)採用する技術番号に(D)の技術番号を記入する。(複数以上の技術の組み合わせ可)

注3) 各施工プロセス①~⑤の活用数に応じ評価する。(⑤を活用する場合は、④の活用を必須とする。ただし、④を活用できない工種、もしくは、活用困難な工種については、②をあわせて活用することとし、⑤のみの申告は行わないこと。)

注4) 本表(D)技術番号/技術名に記載している技術は、施工計画等・技術提案(いわゆる作文)の評価対象外とする。

注5) 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、

提案した技術は、設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記のとおりとする。

ただし、費用を計上できない工事については、その旨を特記仕様書(施工条件明示書)に明記している。

① 3次元起工測量：3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて見積書(諸経費込)の提出を求め、両者の差額分を工事価格に一括計上

② 3次元設計データの作成：見積書(諸経費込)の提出を求め、工事価格に一括計上

③ ICT建設機械による施工：農林水産省「情報化施工技術の活用ガイドライン」に準じて計上

④ 3次元出来形管理等の施工管理：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない

⑤ 3次元データの納品：共通仮設費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない

※④の活用のうち、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を活用する場合及び⑤を活用する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることによる計上と見積書(諸経費込)の提出を求め工事価格に一括計上のどちらか安価な方を計上する。

(補正係数：共通仮設費率は1.2、現場管理費率は1.1)

注6) 落札候補者となった時点で発注者へ提出する。

## 2) 処遇改善

### ①建設キャリアアップシステムの活用提案

配点	評価	評価基準
0	－	活用なし
1	良	当該工事におけるシステム活用（実働日数30日以上ICカード読み取り）

- 当該工事でのCCUS活用提案を評価する。
- システムを活用する場合には、元請の事業者登録、技能者登録、管理者ID（現場管理者）登録、現場にカードリーダーを設置することが必要となる。
- 応札時は申告内容で評価し、工事完了後に履行状況を確認し、評価する。
- システムの活用にあたっては、実働日数で30日以上ICカードを読み取るものとする。なお、1日あたりのシステム活用人数は問わない。（例、1人→30日以上でも可）
- 実働日数が30日未満の工事においては、現場着手日から完了日（完成届提出日）までの全日数でシステムを活用する場合、評価の対象とする。

評価項目・評価基準の設定例

【I型】（例）交差点立体化工事など

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内での工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

評価項目		評価基準	配点
技術提案	<定性評価> 構造の成立性	提案目的物の構造及び安定計算、解析手法が適切であり、成立性の判断が可能である。	2点
		提案目的物の構造及び安定計算、解析手法は妥当であるが、成立性の判断において、明確にすべき追加事項がある。	1点
	<定性評価> コンクリートのひび割れ制御に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。	2点
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日	15点
	<定性評価> 周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。	2点
		現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
	<定性評価> 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。	2点
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。	2点
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。	2点
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	1点
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合に留まっている。	0点



【Ⅱ型】（例）橋梁工事など

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

評価項目		評価基準	配点
技術提案	＜定量評価＞ ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費 維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。 ※ライフサイクルコストについては、当該費に建設費を加えた総費用に基づき算出した評価点を別途、補正することが出来る。	15点
		維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優位な工夫が見られる。	2点
	＜定性評価＞ ライフサイクルコスト低減のための対策	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。	1点
		維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。	0点
		提案目的物の構造及び安定計算，解析手法が適切であり，成立性の判断が可能である。	1点
	＜定性評価＞ 構造の成立性	提案目的物の構造及び安定計算，解析手法は妥当であるが，成立性の判断において，明確にすべき追加事項がある。	0点
		施工中における溶接部等の品質検査方法について，品質向上のために優位な工夫が見られる。	2点
	＜定性評価＞ 品質検査方法	施工中における溶接部等の品質検査方法について，品質向上のために工夫が見られる。	1点
		施工中における溶接部等の品質検査方法について一般的な方策のみの記載となっている。	0点
		＜定性評価＞ 景観	周辺環境に調和したデザインになっており，景観に対する優位な工夫が見られる。
	周辺環境に調和したデザインになっている。		1点
	不適切ではないが，一般的なデザインになっている。		0点
	技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形，地質，環境，地域特性，関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり，コスト縮減，品質管理，安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。			1点
不適切ではないが，一般的な事項のみの記載となっている。			0点
現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており，現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。	2点
		施工実績はないが，現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	1点
		不適切ではないが，一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。	0点

【Ⅲ型】（例）重力式コンクリートダム本体工事など

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準	配点
技術提案	<定性評価> コンクリート（骨材）の品質管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に優位な工夫が見られる。	2点
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件：○○日 ・目標状態：△△日	15点
	<定性評価> 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。	2点
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。	1点
不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。		0点	
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。	2点
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。	1点
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。	2点
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	1点
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。	0点

### 3-4 自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者から技術提案の提出が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、価格以外の評価項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨及び評価における扱い（例えば「最大〇点」等）を明示することが必要となる。

### 3-5 価格以外の評価点の設定

価格以外の評価点が低い場合、技術提案の良否が競争に十分反映されない可能性がある。提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、高度型の価格以外の評価点は別紙1により54.5点を原則とする。

### 3-6 価格評価点

価格評価点は、以下の式により算定する。

満点入札率：A（%）

$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.85 + \text{設計一般管理費} \times 0.63) \div \text{設計額} \times 100$   
ただし、92%を超える場合は、92%に置き換える。

①（ $A\% < \text{入札率} \leq 100\%$ ）における価格評価点

入札率105%における価格評価点が0点

入札率A%における価格評価点が60点

の2点を通る  $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$  ( $b > a > 0$ ) で示される楕円の式により算出される以下のyの値（正）とする。

・価格評価点  $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$

$\left\{ \begin{array}{l} y : \text{価格評価点} \\ x : \text{入札率} - A \\ a : 105 - A \\ b : 60 \text{ (長径 (2b) の } 1/2 \text{ を価格評価点の満点とする)} \end{array} \right.$

②（ $A\% \geq \text{入札率}$ ）における価格評価点（レベル区間）

入札率A%以下は、価格評価点の満点（60点）で一定とする。

・価格評価点  $y = 60$ 点

### 3-7 総合評価点

総合評価点は次式により算定する。

①総合評価点（114.5点満点）

＝価格評価点（60点）＋価格以外の評価点（54.5点）

（評価点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。）

## 4 技術提案の改善（技術対話）

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。

### 4-1 技術提案の審査

技術対話の実施に先立ち、発注者は技術提案の審査を行う。

なお、技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

#### （1）発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がないか、入札説明書等で要求している記載事項について記載漏れがないかを確認する。

#### （2）技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法についてはNETIS等を活用して情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

#### （3）設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- 積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- 技術提案内容に応じた内訳となっているか
- 工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- 積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

### 4-2 技術対話の実施

#### 4-2-1 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係わる施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

#### 4-2-2 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とするが、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとし複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

### 4-2-3 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

#### (1) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、当該工事の施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

#### (2) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者に対し競争参加資格がない旨を通知する。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

#### (3) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

#### (4) 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にない部分に限るものとする。

競争参加者は、競争参加資格があると確認された後、要請された単価表等を見積を提出するものとする。

### 4-2-4 文書による改善要請事項の提示

対話時又は対話の終了後速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

### 4-3 改善された技術提案の審査

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各者の技術評価点を算出しておく。

## 5 予定価格の作成

高度型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる（品確法第19条）。

予定価格は、結果として最も優れた提案が採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

### 5-1 予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ①総合評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ②技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④技術評価点の最も高い技術提案が総合評価点も最も高くなるために必要な価格を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には「5-2-1 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表5 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 総合評価点の最も高い技術提案に基づく価格	● 総合評価の考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	● 見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に技術評価点の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格	● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	● 総合評価点の最も高い提案に比べて総合評価点が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格	● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。	● 総合評価点の最も高い提案に比べて総合評価点が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が総合評価点も最も高くなるために必要な価格	● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● 総合評価の考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

## 5-2 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

### 5-2-1 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、各部局における積算基準類の担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

### 5-2-2 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

#### (1) 歩掛

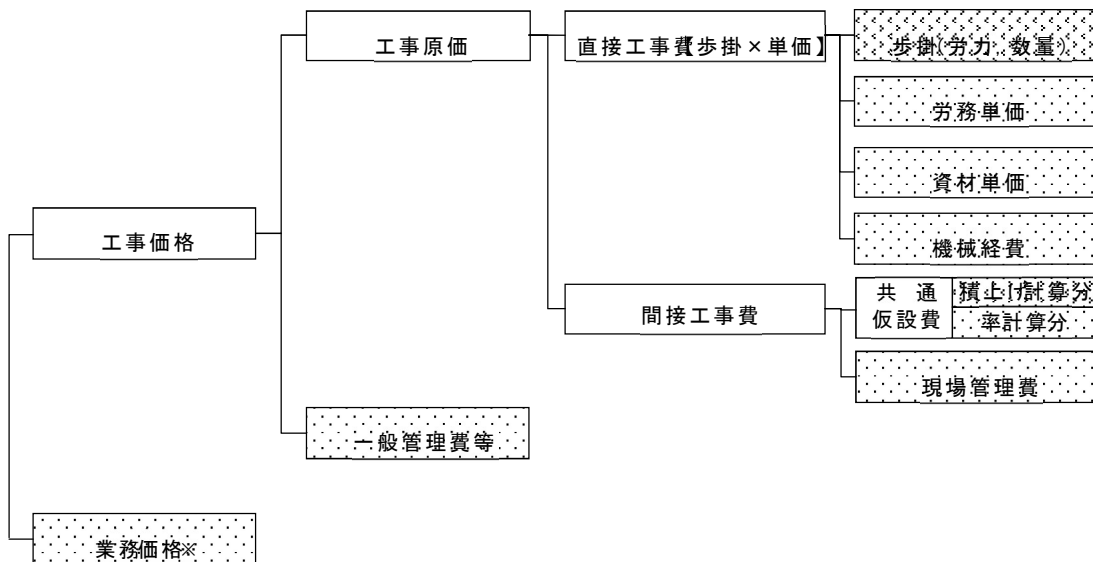
歩掛については、標準歩掛や新技術活用支援施策におけるパイロット歩掛を使用する。



ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

#### (2) 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。





 積算基準類適用できない場合は、競争参加者の設計数量等を参考にする。  
 積算基準類を使用

※設計・施工一括発注方式の場合には設計費を計上

図5-1 予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第〇号 架設機械据付・解体1式当たり内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁世話役		人	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
橋梁特殊工		人	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
普通作業員		人	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
トラックレーン賃料	油圧式〇t吊	日	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
諸雑費		式	1		〇〇〇	端数整理
計					〇〇,〇〇〇	

第〇号 安全費(積上げ分)一式内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		人	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
計					〇〇,〇〇〇	

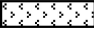

 : 積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。  
 : 積算基準類を使用。

図5-2 競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の一例

### 5-3 予定価格の作成に係る学識経験者の意見聴取

予定価格作成の妥当性を確保するため、当該技術提案の審査にあたり学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第19条）。

#### 5-3-1 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の人数は最小限度（2名）とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

また、学識経験者は、国の機関及び大学の機関の有識者から意見聴取する。

#### 5-3-2 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。意見聴取内容の例を次に示す。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

[意見聴取内容の例]

- 予定価格算定の対象となった技術提案の適切性  
技術評価点と見積価格との関係でどの技術提案を採用したかの考え方の妥当性
- 予定価格の算定方法の適切性  
技術提案を実施するために必要な設計数量等の検証や積算基準類への置き換えの妥当性

## 6 入札及び契約

### 6-1 入札

競争参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札する。入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。

なお、競争参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

発注者は、入札説明書等に記載した評価方法に基づいて、技術提案等と価格との総合評価を行い、落札者を決定する。

入札から契約に至るまでの手続については、速やかに行うよう努める。

なお、落札予定者の入札価格が、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格との乖離が大きい場合には、契約前にその理由の説明を求め、入札価格の妥当性を確認する。その結果、技術提案の内容に従って工事を確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、国債工事等の複数期にまたがる工事において、二期工事以降の工事（後工事）の請負契約を当該工事の契約者と随意契約により締結する予定がある場合には、あらかじめ一期工事（前工事）の入札説明書において、当該工事の入札内容が後工事においても担保されることを当該工事の契約条件とする旨を明記しておく必要がある。

### 6-2 総価契約単価合意方式の適用

競争参加者に技術提案の提出を求め、当該技術提案に基づき実施する総合評価方式の適用工事においては、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、従来通り総価による契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意しておく総価契約単価合意方式を採用することが望ましい。

特に高度型においては次に掲げる理由から、総価契約単価合意方式を適用することを基本とする。なお、設計・施工一括発注方式を適用する場合には、詳細（実施）設計の完了後、工事着工前までの間に単価を合意することを基本とする。

- 高度型では技術評価点の最も高い競争参加者の技術提案をもとに予定価格を定めることを基本としているため、他の競争参加者が落札した場合には予定価格における工事費の内訳と落札者の入札価格の内訳が異なることとなる。
- 設計・施工一括発注方式を適用する場合には、技術提案に基づく詳細設計が完了した段階で数量が確定し、当初契約時とは数量が変更となる可能性があるが、総価契約の金額は変更しない。ただし、条件変更がある場合には詳細設計後の数量に基づき設計変更を行うこととなる。

## 7 改善過程の公表

技術対話における公平性，透明性を確保するため，契約締結後に速やかに評価結果とともに，技術提案の改善に係る過程の概要を公表する。

公表の内容は，各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要，各者の再提出における改善状況の概要を基本とし，各者の提案の具体的内容に係わる部分は公表しないものとする。また，競争参加者の知的財産を保護する観点から，各者の了解を得た上で公表するものとする。

改善過程の公表様式（案）及び作成例を表7に示す。



## 8 技術提案の履行の確保

落札者の提示した技術提案はすべて契約内容となるため、技術提案が履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めるものとする。

### (1) 技術提案不履行時の措置

- 技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。また、履行遅滞に該当する場合も同様とする。

**【工事請負契約書】**  
 (瑕疵担保)  
 第45条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。(以下略)

(履行遅滞の場合における損害金等)  
 第46条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。(以下略)

- 施工方法等に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、技術提案審査と同様に中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴き、協議の円滑化及び責任の明確化を図るものとする。契約不履行の違約金の額としては、次のような運用例がある。(図8)

**【入札説明書における記載例】** (例：交通規制の短縮日数)  
 受注者の責により、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2) 2) ①「主要地方道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係わる具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。また、併せて当該工事成績評価を減ずる措置を行う。

- いずれの場合においても工事成績評価の減点対象とする。  
 (評価方法は表8のとおり)

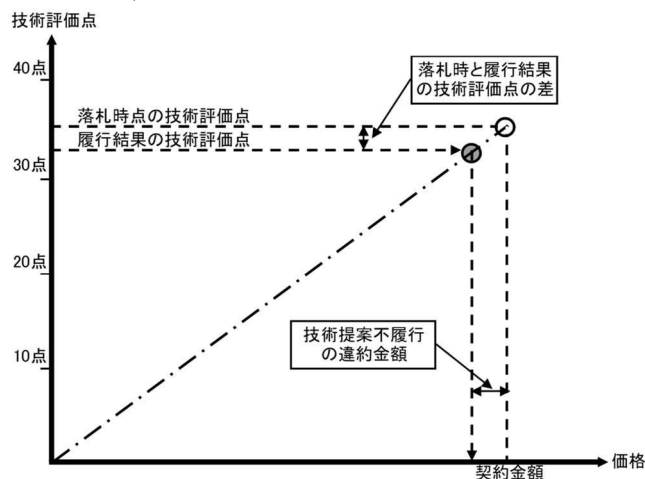


図8 技術提案不履行の場合の違約金の算定例



※このシートは自動計算ではありません、表をチェックし表下欄に直接点数を数字で入力します。  
**※該当項目が無い場合であっても、表下欄の採点入力欄に必ず「0」を入力のこと。**

工事成績調書の審査項目別採点運用表

別紙-1⑥ [記入方法] 該当するキーワードの左のチェック欄には、該当する評価技術項目及び工事事例の[番号]を[ ]付で入力 (EX. [01][03][2]、複数ある時はバックスを挿入しない)のこと。表下欄の採点入力欄にはリンクしません、点数は表下欄の採点入力欄に直接入力 (監督員・主任監理員) 黄色 : 採点入力箇所

審査項目	細別	キーワード	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術項目及び工事事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応 高度技術力 キーワード評価	チェック欄 【事例】欄の 【番号】を入力		
		【共通】 入力例 [01][12]	(施工規模の大きさへの対応) 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 2. その他(理由: )	【施工規模が大規模】 下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 [01]切土・盛土工 V>15万m <sup>3</sup> [02]護岸・築堤高 H>10m [03]トンネル(シールド) φ>10m [04]ダム用水門 設計水深>25m [05]樋門・樋管 A>15m <sup>2</sup> [06]揚排水機場 φ>2000mm [07]堰 水門 最大径間数25m以上又は径間数3径間以上又は50m <sup>2</sup> /門 [08]トンネル(開削工法) H>20m [09]トンネル(NATM) 内空断面積A>85m <sup>2</sup> [10]トンネル(沈埋工法) A>300m <sup>2</sup> [11]海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深H>10m [12]地滑り防止防土>100m 又はL>150m [13]浚渫工 V>100万m <sup>3</sup> [14]流路工 Q>500m <sup>3</sup> [15]砂防ダム H>30m [16]ダム高 H>150m [17]転流トンネル Q>400m <sup>3</sup> /s [18]橋梁下部工高さ H>30m [19]橋梁上部工 最大支間長L>100m [20]建物延べ面積 A>5千㎡ [21]建物高さ H>30m [22]建物階数 F>地上10階又は地下2階 [23]天井高・階高 H>12m [24]上下水道設備のプラント工事のすべて [25]ダム管理工事のすべて [26]多重無線設備のすべて [27]トンネル情報設備のすべて [28]その他( )
		(構造物固有の難しさへの対応) 3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む。) 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5. その他(理由: )	【事例】 構造物固有な施工難度と対応工法等) [01]地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事 [02]砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせた橋脚の耐震補強と施工が必要な工事 [03]鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河運内の流水割における橋脚撤去工事 [04]供用中の道路トンネルの活線掘削工事等 [05]精密な測定機器や作業機械の設置のため、通常に比べ数段高い仕上精度を要求された工事 [06]柱、はり等の過半がSRC造である建築工事 [07]厳しいクリン度を要求される室を有する建築工事 [08]免震構造、制震構造を有する建築工事 [09]施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 [10]パイロロッド工事又は特異な試験フィードバック等で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 [11]その他コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料を用いた工事等 [12]VEE 提案された工法等が高度技術で評価できる場合 [13]その他 構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 その他( )	
		(その他) 9. その他施工及び工程等の優れた技術力及び能力として評価する必要がある事項		【その他】 [0] その他施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術 その他( )
	記録評価 【キーワード】番号入力したキーワード項目について、特記があれば記述)	点 一 評 点 入 力 ※ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は18点～0点の範囲とする。 ・ 該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 1項目2点を標準とするが、内容によっては以下の点数を与えてもよい。	【高度技術のキーワードの特記事項】	
	※1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要がある技術の評価するものである。 なお、評価は「5. 創設工夫」との二重評価はしない。 ※2. 高度技術のキーワードの特記事項は、評価したキーワード項目の価格以外に必要であれば特記のこと。 ※3. 総合評価落札方式(高度型及び標準型)に係る工事の価格以外に採用した当該項目について、契約時の評価結果で加点評価されたものうち、評価する項目に該当する項目(1～8)ごとに加点する。 また、技術提案を求めない場合で、受注者が自主的に採用した当該項目がある場合は加点する。 ※4. 総合評価落札方式(簡易型)に係る工事及び従来の入札方式による工事について、受注者が自主的に採用した当該項目がある場合は加点する。			



工事成績調書の考査項目別採点運用表 別紙-2②工事特性

別紙-2②工事特性

工事成績調書の考査項目別採点運用表

該当する項目の口の左のチェック欄には、「1」を入力する。表下欄の評点入力とはリンクしない。点数は表下欄の評点入力欄に直接入力のこと。  
**(該当する項目がない場合も評点入力欄に「0」を入力のこと。)**

緑色 : 入力箇所 (総括監督員)

考査項目	細別	評点	未入力
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 チェック欄		
		<p>(評価項目)</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>I 作業環境、社会条件等への対応</p> <p>□ 1. 周辺環境条件により、工程等に大きな影響を受けた工事。例えば「地元調整や環境対策など予測が難しい制限を受けた工事。」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 2. 施工箇所が広範囲にわたる工事。例えば「施工力所が散在する農地復旧工事や圃場整備工事の付帯工事」又は「災害復旧工事等が複数箇所をまとめて発注された工事」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 3. 工事の実施にあたり各種の制約があり、施工の制限を受けた工事。例えば「外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人の動線がある工事や関係機関との協議により不測の工程制限を受けた工事」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>II 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>□ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。例えば「不測の不測の重要な地下埋設物の出現により、施工方法について変更提案し施工した工事。」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 5. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。例えば「急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 6. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。例えば「農業農村事業において設計外で具体的に環境に配慮した取り組みを実施した工事」又は「河川工事等において重要種等の動植物の保全及び河川環境の保全に配慮しながら施工した工事」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>III その他</p> <p>□ 7. 契約等に関する対応が必要な工事。例えば「施行者の真によらない契約変更が複数回に及んだ工事」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 8. 管理項目等に関する対応が必要な工事。例えば「主要工種（70%を占める工種）の内訳が複数工種ある工事」など、評価する。                      (評価理由：)</p> <p>□ 9. その他 (評価項目)                      (評価理由：)</p>	
	評点入力 → 【該当項目がない場合であっても、評点「0」を入力のこと】		

※ 1. 工事特性とは、工事の施工において、作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件等「施工条件等」への対応について評価するもので、施行中不測の事態に施工業者が自主的対応策を検討し発注者に対し施工提案するなどの配慮等について、加点評価する。

※ 2. 総合評価落札方式（高度型及び標準型）に係る工事の価格以外の評価項目について、契約時の評価結果で加点評価されたものうち、評価する項目に該当する項目（1～9）ごとに加点する。  
 また、技術提案を求めない場合で、受注者が自主的に採用した該当項目がある場合は加点する。

※ 3. 総合評価落札方式（簡易型）に係る工事及び従来の入札方式による工事について、受注者が自主的に採用した該当項目がある場合は加点する。



別紙-2④ 工事成績調書の審査項目別採点運用表

【記入方法】該当する項目の□の左のチェック欄のいずれかに「1」を入力する。(措置内容に該当しなくとも表の1.8.に「1」の入力要)

緑色 (総括監督員)

入力箇所

Table with 4 columns: 表-1, 知事又は発注者, 措置内容, 点數. Rows include items like 1. 指名停止9か月以上, 2. 指名停止6か月以上9か月未満, etc.

- ① 表-1で評価する事例は、「当該工事の施工に当たり、工事関係者が下記の対応事例で工事の措置があった」場合に適用する。
② 「施工」には、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行する工事現場に在りて行うことに限定する。
③ その履行をするために在りて行うことに限定する。
④ 表-1の評価で複数項目に該当する場合は、減点の一番大きい項目を選定し「1」を入力のこと。(1)の入力は一箇所のみとする。)

Table with 4 columns: 表-2, 総合評価に係る評価項目, 履行結果, 点數. Rows include items like 8. 履行率が60%未満, 9. 履行率が60%以上80%未満, etc.

- ① 総合評価方式(競争)により契約した工事に適用する。
② 履行率は、総合評価方式の価格以外の評価項目について、工事完成時の履行結果に基づき再計算した時点と当初契約時の評価の割合とする。
③ 知事又は発注者の措置があった場合は「表-1 知事又は発注者の措置があった場合」に基づき減点も合わせて行うものとする。

Table with 4 columns: 表-3, その他, 理由, 点數. Rows include 1. 理由, 2. その他.

【共通】 表-18. 上表1~7までの知事又は発注者の措置がなかった。また、8~15の総合評価に係る評価項目の履行結果に基づき減点、1.6. 1.7のその他減点はなかった。

- 【知事又は発注者が表-1の1~7のいずれかを措置した場合の対応事例】(該当する事例の左の入力欄に「1」を入力する)
1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者取得又は承継を行った。
3. 従前人に係る労働条件に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
5. 労働安全衛生法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
6. 労働安全衛生法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
7. 労働安全衛生法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
8. 労働安全衛生法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
9. 労働安全衛生法に違反する不利益な変更、移転等が行われた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過剰な労働を課せられたことにより、選定又は差控された。
12. 発注者の社員に指定業者が入っていることにより、選定又は差控された。
13. 下請けに暴力団関係者が入っていることにより、選定又は差控された。
14. 安全管理が不十分であったことにより、選定又は差控された。
15. 発注者の安全管理が不十分であったことにより、選定又は差控された。
16. 約款第41条による瑕疵の修補又は措置の請求を受けた場合

- 【審査結果の修正に関する事例】
1.8. 表-1~1.6の対応事例に該当する事象が確認されたが、事後検査成績調書作成時に知事又は発注者の処分が決定されていなかった場合。
A. 上表1~1.6の対応事例に該当する事象が工事目的物引渡しを受けた後に判明し、発注者が表-1の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。
B. 表-1の知事又は発注者の措置内容により完成検査成績調書作成時に減点しなかった後に、前項Aに該当し知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。
C. 工事目的物の引渡しを受けた後、発注者が工事請負契約書に規定する瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに措置の賠償を請求し、その結果発注者が表-1の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。

総合評価方式の価格以外の評価項目が受注者の真により実施されなかった場合、その履行率に基づき減点する。

総合評価方式の価格以外の評価項目が受注者の真により実施されなかった場合、「1」を入力

## 9 技術提案の作成費用

### (1) 技術提案の作成費用

総合評価方式等において競争参加者が技術提案を行う際に必要となる費用については、企業の運営経費（従業員給料手当，通信交通費，調査研究費等）として積算における「一般管理費等」に含まれているため，別途支払わないものとする。

参考：関係法令等

【公共工事の品質確保の促進に関する法律】

(令和元年6月14日 法律第35号改正)

(技術提案の改善)

第17条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第19条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

【公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について】

(令和元年10月18日 閣議決定)

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

4 多様な入札及び契約の方法

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

## 総合評価支援システムに関するお問合せ先

宮城県建設工事等総合評価支援システム（操作方法等）  
ヘルプデスクセンター  
電話 022-298-6551  
受付時間 平日9時～17時30分（12時～13時を除く）  
FAX 022-295-5005  
E-mail : miyagihelp@efftis.jp

## 入札公告中の工事（設計図書等）に対する質問について

設計図書等に対する質問は、入札公告に記載の質問受付期間内に  
電子入札システムにより提出願います。

## 宮城県総合評価落札方式の手引きに関するお問合せ先

宮城県 出納局 契約課 工事契約班  
電話番号 022-211-3336

宮城県 土木部 事業管理課 技術企画班  
電話番号 022-211-3187